

令和2年9月25日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る「指定事業所の解説」の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下、条例という。）及び同施行規則の一部を改正（令和2年神奈川県条例第32号及び令和2年神奈川県規則第62号）したことを契機とし、条例第2章で規定する指定事業所の作業、施設について必要事項を記載した「指定事業所の解説」を作成し、当課ホームページで公表しました。

つきましては、貴会会員の皆様に対する本件の周知について特段の御配慮をお願いいたします。

○県ホームページ「神奈川県生活環境の保全等に関する条例における指定事業所に関する
手続」

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p504845.html>

問合せ先

調整グループ 堀越、吉原

大気環境グループ 吉江、小野崎

水環境グループ 秀平、黒澤

電 話 045(210)1111

ファクシミリ 045(210)8846